

四半期レビュー基準新旧対照表

	現行の四半期レビュー基準	四半期レビュー基準改訂案
<p>第二 実 施基準</p>	<p>1～8 (略)</p> <p>9 継続企業の前提</p> <p>監査人は、<u>前事業年度の決算日における継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する経営者の評価に変更があるかどうかについて質問し、また、監査人が継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を認めた場合には、経営者に開示の要否について質問しなければならない。</u></p> <p>質問の結果、<u>開示を必要とする事象又は状況があると判断した場合には、それらの事象又は状況が四半期財務諸表において、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して、検討しなければならない。</u></p> <p>10～12 (略)</p>	<p>9 継続企業の前提</p> <p>監査人は、<u>前会計期間の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合には、当該事象又は状況に係る経営者の評価及び対応策の変更について質問しなければならない。</u></p> <p><u>また、監査人は、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当四半期会計期間において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合には、経営者に継続企業の前提に関する開示の要否について質問しなければならない。</u></p> <p><u>これらの質問の結果、監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断した場合には、継続企業の前提に関する事項について、四半期財務諸表において、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して、検討しなければならない。</u></p>

<p>第三 報 告基準</p>	<p>1～11 (略)</p> <p>12 継続企業の前提</p> <p>監査人は、継続企業の前提に<u>重要な疑義</u>が認められる場合には、次のとおり結論の表明及び四半期レビュー報告書の記載を行わなければならない。</p> <p>(1) <u>当該重要な疑義に関わる事項</u>が四半期財務諸表に適切に記載されていると判断して、無限定の結論を表明する場合には、<u>当該重要な疑義に関する事項</u>について四半期レビュー報告書に追記しなければならない。</p> <p>(2) <u>当該重要な疑義に関わる事項</u>が四半期財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。</p> <p>13 (略)</p>	<p>12 継続企業の前提</p> <p>監査人は、継続企業の前提に<u>関する重要な不確実性</u>が認められる場合には、次のとおり結論の表明及び四半期レビュー報告書の記載を行わなければならない。</p> <p>(1) <u>継続企業の前提に関する事項</u>が四半期財務諸表に適切に記載されていると判断して、無限定の結論を表明する場合には、<u>当該継続企業の前提に関する事項</u>について四半期レビュー報告書に追記しなければならない。</p> <p>(2) <u>継続企業の前提に関する事項</u>が四半期財務諸表に適切に記載されていないと判断した場合は、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付結論又は否定的結論を表明し、その理由を記載しなければならない。</p>
---------------------	--	---